

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
輪島市	阿岸地区(池田、南、是清、北川、千代、中田、小山、白禿、江崎、山是清)	令和3年3月23日	令和4年3月31日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	103.7ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	74.2ha
③地区内における65才以上の農業者の耕作面積の合計	49.0ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	21.1ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	20.8ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	2.2ha
(備考)	

注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

<p>高齢化や中山間という条件不利地域であることから、担い手・後継者不足や耕作放棄地の増加等が課題となっている。(池田)</p> <p>担い手が耕作しやすいように基盤整備が必要である。(池田)</p> <p>水路・農道草刈り費用は中山間地事業で補填しているが、十分な草刈りは人員不足のため、出来ていない。(是清)</p> <p>耕作放棄地を担い手が耕作し助かっているが、畦草まで草刈りは出来ていない。でも、担い手に畦草刈りを要求できない。(是清)</p> <p>現在10a区画になっている。担い手が大型機械で農業が出来る様に基盤整備が必要である。(北川)</p> <p>担い手が耕作しやすいように基盤整備が必要。(千代)</p> <p>集落の全員が65才以上で耕作する者がいない。これからは耕作してくれる人を探していきます。水路の保全をどうするか皆で話し合っています。(中田)</p> <p>高齢化や中山間という条件不利地域であることから、担い手・後継者不足や耕作放棄地の増加等が課題となっている。(江崎)</p> <p>現在、耕作者7名のうち60才以上1名。65才以上1名。70才以上5名であり後継者はほとんどおらず、後は米価次第で難しい。(山是清)</p> <p>集落の農家①(87才)②(71才)③(71才)ですが、中心経営体Qが会社定年後、①・②・③の一部の田を作付する意向を確認しています。①(40a)②(3a)③(80a)それでも一部は(100a)耕作放棄地となる。(小山)</p> <p>高齢化や中山間という条件不利地域であることから、担い手・後継者不足や耕作放棄地の増加等が課題となっている。(白禿)</p> <p>担い手が耕作しやすいように基盤整備が必要である。(南)</p>

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

集落内の農業者で意欲ある方を新たな中心経営体として位置づけたり、入作を希望する認定農業者や新規就農者の受入れを促進したりすることで対応していく。(池田)

担い手が耕作できるように用水路や農道の草刈りは、可能な限り、中山間地事業で費用等を補填し、集落で実施する(是清)

耕作できなくなった農地を中心経営体をお願いする。(北川)

集落内の農業者で意欲ある方を新たな中心経営体として位置づけたり、入作を希望する認定農業者や新規就農者の受入れを促進したりすることで対応していく。(千代)

耕作できなくなった農地について、今後は、中心経営体が担っていく。(中田)

集落内の農業者で意欲ある方を新たな中心経営体として位置づけたり、入作を希望する認定農業者や新規者の受入れを促進したりすることで対応している。(江崎)

耕作できなくなった農地については、今後は、中心経営体が担っていく。集落内で耕作する。(白禿)

耕作できなくなった農地については、今後は、中心経営体が担っていく。(南)

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法	A	そば	3.90 ha	そば	3.90 ha	
認農	B	水稻	3.70 ha	水稻	4.50 ha	
	C	水稻	4.40 ha	水稻	4.40 ha	
	D	水稻	3.70 ha	水稻	3.70 ha	
認農	E	水稻	6.40 ha	水稻	6.40 ha	
		山菜	0.10 ha	山菜	0.10 ha	
認農法	F	水稻	6.70 ha	水稻	6.70 ha	
		飼料用米	6.00 ha	飼料用米	6.00 ha	
		六条大麦	1.30 ha	六条大麦	1.30 ha	
		大豆	0.80 ha	大豆	0.80 ha	
認農	G	水稻	2.00 ha	水稻	2.20 ha	
認農	H	水稻	1.10 ha	水稻	1.10 ha	
	I	くり	0.04 ha	くり	0.04 ha	
		さといも	0.01 ha	さといも	0.01 ha	
		トマト	0.01 ha	トマト	0.01 ha	
		ブドウ	0.02 ha	ブドウ	0.02 ha	
		大豆	0.01 ha	大豆	0.01 ha	
認農	J	水稻	2.70 ha	水稻	2.70 ha	
認農	K	水稻	2.50 ha	水稻	2.50 ha	
認農	L	大豆	19.90 ha	大豆	19.90 ha	
		大麦	4.70 ha	大麦	4.70 ha	
		じゃがいも	1.20 ha	じゃがいも	1.20 ha	
認農	M	大麦	10.80 ha	大麦	10.80 ha	
		大豆	1.10 ha	大豆	1.10 ha	
		じゃがいも	1.10 ha	じゃがいも	1.10 ha	
認農	N	ブドウ	0.30 ha	ブドウ	0.30 ha	
	O	水稻	0.90 ha	水稻	0.90 ha	
		くり	0.05 ha	くり	0.05 ha	
	P	水稻	0.40 ha	水稻	0.40 ha	
		野菜	0.10 ha	野菜	0.10 ha	
	Q	水稻	0.00 ha	水稻	1.20 ha	
	R	水稻	0.20 ha	水稻	0.20 ha	
		くり	0.10 ha	くり	0.10 ha	
			ha		ha	
計	18人		86.24 ha		88.44 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。